

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について

1 要件

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、省エネ改修工事を行い、以下の要件を満たす住宅には、翌年度分の固定資産税について減額措置が受けられます。

(1) 平成20年1月1日以前に建築された住宅であること。

(2) 次の工事で、自己負担が30万円以上のものであること。

ア. 窓の改修工事

イ. 床の断熱改修工事

ウ. 天井の断熱改修工事

エ. 壁の断熱改修工事

※アの工事は必ず行っていること。また、改修部位がいずれも現行の省エネ基準（平成18年基準）を満たし、外気などと接している部位の工事であること。

2 減額割合 3分の1

3 適用範囲

減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとします。

床面積	減額率
1戸当りの床面積が120平方メートル <u>以下</u> のもの	税額の3分の1
1戸当りの床面積が120平方メートルを <u>超える</u> もの	120平方メートル分の税額の3分の1

4 申告方法

改修工事後3か月以内に、現行の省エネ基準に適合した工事であることにつき、建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関が発行した証明書（熱損失防止改修工事証明書等）及び、省エネ改修工事に要した費用を証する書類を添付し、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所（中央区、若葉区、緑 区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部）資産税課家屋班へ申告してください。

【裏面が申請書の記載例になっておりますのでご覧下さい。】

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日
※提出日をご記入下さい。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号をご記入下さい。



住所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏名 千葉 太郎

電話 〇〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

※太線内をご記入下さい。

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目1234番地
家屋番号	〇〇番〇
種類	居宅
構造	木造
床面積	123.45 m ²
建築年月日	昭和 ・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登記年月日	昭和 ・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
改修工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事
改修が完了した年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
改修に要した費用	567,800 円
備考	※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合等に理由をご記入下さい。

※ 申告書を提出する日が、当該改修完了年月日から3か月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

【添付書類】

- 省エネ改修が行われたことの証明。(地方税法施行令附則第12条第36項の規定に基づく証明書)
- 省エネ改修に要した費用を証する書類。(工事費用を支払った領収書等の写し)

※詳細は裏面をご覧ください。

平成 年 月 日

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長



住所
納税義務者 氏名
電話 ()

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市 区
家屋番号	番
種類	
構造	
床面積	m ²
建築年月日	昭和・平成 年 月 日
登記年月日	昭和・平成 年 月 日
改修工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事
改修が完了した年月日	平成 年 月 日
改修に要した費用	円
備考	

※ 申告書を提出する日が、当該改修完了年月日から3か月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

【添付書類】

- ① 省エネ改修が行われたことの証明。(地方税法施行令附則第12条第36項の規定に基づく証明書)
- ② 省エネ改修に要した費用を証する書類。(工事費用を支払った領収書等の写し)